

庁舎整備検討に至る背景

1 現庁舎の現状及び課題

おいらせ町では、合併前の旧町役場を庁舎とし、行政部門を複数の庁舎に分散させる分庁方式をとっている。

現在の庁舎は、本庁舎と分庁舎に分かれており、分散による弊害が見られ、また、施設の老朽化等の問題が顕在化している。課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 分庁方式による弊害

行政機構の分散化

各行政部門が複数の庁舎に分散しているため、利用者の用件が各部局にまたがるような場合、庁舎間を移動しなければならず、町民に負担を強いている。

行政運営上の課題

多様化する住民ニーズに対して迅速な対応が求められる中で、行政組織が部局単位で各庁舎に分散しているため、各部局間の連携、協議が不足がちとなり連絡調整がスムーズにできなかったり、さらに持ち回りでの決裁や文書・郵便物で各庁舎間の移動が必要となってくるなど、業務効率の低下を招いている。

おいらせ町の一体感の阻害

現庁舎は、旧町庁舎を使用しているため分散しており、旧町の垣根を越えた町民や町職員の一体感の醸成を阻害する一因となっている。

(2) 現庁舎の老朽化

施設整備の状況

分庁舎には、多目的トイレや手すりが整備されておらず、高齢者や障がい者に配慮した十分な施設整備がされていない状況にある。

建物の老朽化

既に竣工後本庁舎で29年、分庁舎で37年が経過しているため建物と各種設備の老朽化が随所に見られる。

また、分庁舎については現行の耐震基準以前に建設されており、耐震診断の結果、耐震性能が著しく低く大地震の際に倒壊する恐れがあると判定されたため、議会の分庁舎耐震調査特別委員会の意見を踏まえ、来庁者および職員の安全性を確保すべく、現在、国で示した最低限のレベルでの補強工事を行うため業者に設計を委託している。

現庁舎における課題の整理（分庁方式によるデメリット）

住民サービス上の課題

- ・ 用事がある場合、どの庁舎に行けばよいか分かりにくい。
- ・ 用事が複数ある場合、庁舎を移動しなければならない。
（内容によっては1つの庁舎で用事が済まない。）
- ・ 多様化する住民サービスに対して時間（調整）がかかり、町民に不信感を与える。

行政運営上の課題

- ・ 部局間の連絡調整がスムーズに行えない。
- ・ 事務決裁等に時間がかかる。
- ・ 庁舎間の移動に伴い人件費と公用車の燃料費が生じる。
- ・ 旧町庁舎を活用しているため、用途によっては使いづらく、ムダなスペース（分庁舎旧議場等）もある。
- ・ 組織の分散化により職員の連帯感の向上を妨げている。
- ・ 分散化により窓口事務を中心として重複している事務がある。

利便性

- ・ バリアフリー化（手すり、多目的トイレ等）が不十分である。
- ・ 電算化に対応できない。（OAフロアー化等）
- ・ 町民に開放されたスペース（コミュニティーホール等）がない。
- ・ 分庁舎の方は駐車場が少ない。
- ・ 分庁舎の方は防犯設備が不十分である。

建物の老朽化

- ・ 既に竣工後本庁舎で29年、分庁舎で37年が経過し、躯体、設備の老朽化が著しい。
- ・ 耐震性が不足している施設の補強等が必要である。
- ・ 災害時の本部機能に不安がある。
- ・ 各種設備（空調給排水設備等）の老朽化が目立つ。

現庁舎の維持管理費

- ・ 経常的にかかる維持管理費の節減（合理化）が進まない。
- ・ 設備等の修繕箇所が年々増えている。

シンボル性の欠如と一体感の阻害

- ・ 町のイメージアップとしてランドマーク性要素がない。
- ・ 旧町の垣根を越えた町民や職員の一体感の阻害となっている。

2 統合庁舎の必要性

現庁舎が抱える課題への対応という観点から庁舎機能統合の必要性を整理すると、次のようなことが言える。

(1) 町民にとっての必要性

利便性の向上

分庁方式を採用している現在、場合によっては複数の庁舎を行き来しなければならず、町民に不便を強いることもある。庁舎機能統合により、このことは解消されることとなる。

また、人々の交流機会を促進する拠点として、町庁舎を利用する人々の利便性の向上を図る必要がある。町庁舎を利用する機会が増えると、情報と人の交流が促進され、住民活動の活性化が期待される。

まちづくりのシンボル

新庁舎は、町のイメージを内外にアピールすると同時に、まちづくりを誘導する大きな動機付けとなる。合併に伴い県内最大の町となったことを町民が実感できるシンボルとして、また、町のイメージアップを図るランドマークとして統合庁舎は有効である。

(2) 行政にとっての必要性

行政組織の一元化

地域づくりへの住民参加が広範囲で展開されてくることに伴い、その住民ニーズへの対応を迅速かつ有効なものとするためには、統合庁舎のもとで、行政組織が一元化されることが望ましい。

行財政運営の効率化

本町の財政状況は依然として厳しく、行財政運営の一層の見直しが求められている。簡素で効率的な行財政運営を実現するためには、より能率的な体制や環境を整えた統合庁舎が必要である。庁舎整備の財源として合併特例債を活用する場合、法改正により現行の合併後10年以内から、当町は被災地

につき合併後20年以内（平成37年度まで）に延長された。

庁舎管理および組織の合理化、効率化

新庁舎の建設には膨大な経費を要するが、建物の寿命を考えた場合、その生涯に使用される水、エネルギー、修繕費および改築費の総費用は建設費を上回ると想定され、庁舎の統合化は、これらの経費の合理化、効率化を推進できる効果的な手段である。

このようなことから、庁舎の統合化は職員数の削減や庁舎管理の合理化、効率化が可能になるなど行財政運営のスリム化と効率化を推進できるものである。

3 各種委員会での議論の経緯

庁舎機能のあり方に関する庁内検討委員会

分庁舎の耐震診断結果で要補強と判定されたことを契機に、庁舎機能等のあり方についての諸問題を審議検討するために設置され、特に分庁舎問題に対する対応策を検討してきた。「将来は統合庁舎だが町民の合意形成が必要との意見。」

議会分庁舎耐震調査特別委員会

分庁舎の耐震問題の早期解決のため設置され、次頁のとおり意見書として意見集約された。「庁舎のあり方については、町民の一体感を醸成するため建設場所（位置）の検討も含め、今後10年を目途とし合併特例債を活用できる期間内に、統合方式に向け検討すること。」

4 町総合計画の位置付け（基本計画抜粋）

施策45 効率的な行政サービスの提供

現状と課題

- ・ 本町の庁舎は本庁舎と分庁舎に分かれているため、一つの庁舎で業務が完了しない場合があります。

主な取り組み事業

- ・ 行政サービスの向上と地域振興の観点などから、庁舎のあり方について調査検討を進めます。